

生徒指導の計画

ア 生徒指導

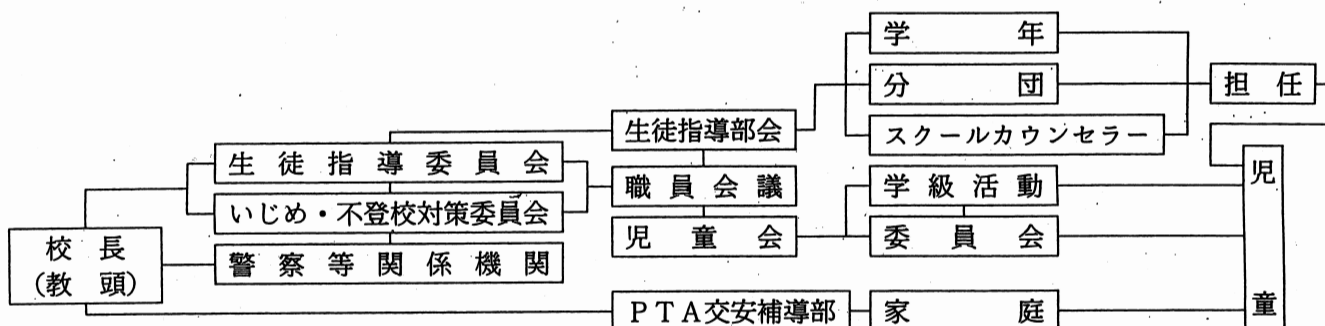
・ 指導の重点

- 集団生活を営む上に必要な基本的生活習慣の定着を図る。
- 本年度の重点目標

- ・ 自他の気持ちを大切にし、人の気持ちがわかる児童の育成
- ・ きまりの意味や必要性を理解し、進んで行動する児童の育成
- ・ 物事の善悪を正しく判断し、適切な行動がとれる児童の育成
- ・ 基本的生活習慣を身に付けた児童の育成

- 小・中学校連携のもとに児童の理解を図り、生徒指導を推進する。

・ 指導の組織



・ スクールカウンセラーを活用した教育相談体制

- スクールカウンセラーについて、広く児童・保護者に広め、保護者の要望や児童の実態に合わせて随時活用する。
- 「心のアドバイザー」を年3回招き、児童・保護者と相談活動を行う。

・ 方策の概要

- 好ましい人間関係を育む、安心感を得られる学級づくりをする。
- 全職員の共通理解と協力体制のもとに、一人一人の教員が全校的な立場に立って指導を進める。
- 児童会活動、委員会活動を通して、生活目標を設定し達成できるような運動や点検活動を実施し、児童の意識の高揚と基本的生活習慣の定着を図る。
- 道徳教育となかよし活動を充実させ、思いやりと感謝の気持ちや、公正・公平な心を育てる。
- 教育相談を定期的に行うとともに、必要に応じて随時実施し、児童の心の健全な育成に努める。

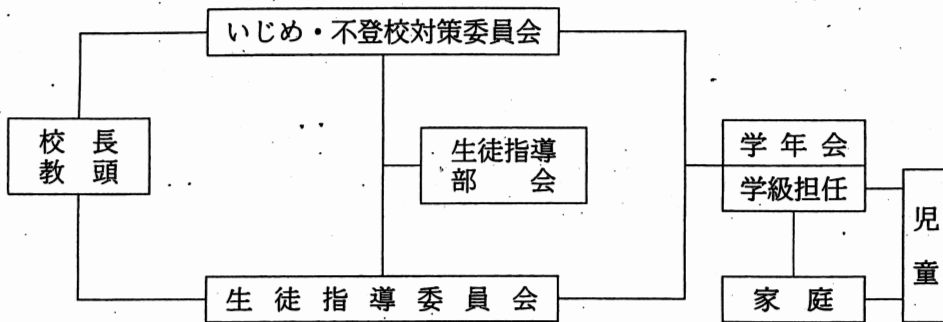
イ 学校いじめ防止基本方針の概要

・ いじめ防止についての基本的な考え方

- 学校は家庭や保護者・地域社会と連携・協力し、日頃からいじめのささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、社会全体で組織的に対応する。
- 児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。
- 児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

・ いじめ防止対策組織

- 校内に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



- いじめや不登校などの問題をもつ児童に対する指導の重点
 - 全教師がいじめ・不登校などの学校生活への不適応の問題の重大性を認識し、問題をもつ児童の早期発見と適切な指導に心がける。
 - 児童の悩みを受け入れる場をつくり、児童とのふれあいの中から日常生活に必要な生活習慣を身につけさせ、互いに認め尊重し合う好ましい集団づくりを目指す。
 - 家庭や地域との連携を密にして、いじめや不登校を出さない体制づくりに努める。
- 方策の概要
 - 年2回6月と11月に教育相談と、生活アンケートを実施する他、学校生活のあらゆる場面において、児童の観察を綿密にして、問題の早期発見に努める。
 - 全職員の共通理解と連携のもとに、原則として学級担任が指導する。各委員会において問題をもつ児童の実態と原因把握に努め、よりよい指導法を検討する。(年3回5月、10月、1月に開催+随時)
 - 家庭との連携を緊密にし、絶えず情報の把握に努め、同一步調のもとに指導をする。
 - 道徳教育となかよし活動を充実させ、思いやりと正義の心を育てる。
 - 児童とふれあう機会を多くし、児童の心をつかみ、本人の長所を伸ばして自信をもたせる。